

令和7年度静岡県次世代エアモビリティ実証事業業務委託 企画提案募集要項

静岡県は、県が今年度新たに選定した実証フィールド〔試験飛行用航路（3本）及び試験飛行試験場（6箇所）〕を活用し、民間企業等が飛行実証を行い、①次世代エアモビリティの機体開発や関連する技術開発に向けたデータ取得、②実証フィールドの特徴を活かしたユースケースの創出を目的として、次世代エアモビリティ実証事業業務委託の企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

1 募集概要

- (1) 業 務 名 令和7年度次世代エアモビリティ実証事業業務委託
- (2) 契 約 者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 「3 募集内容」のとおり
- (5) 委託期間 契約日から令和8年3月19日（木）まで
- (6) 契約限度額 5,000,000円／年（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 採用予定件数 2件程度

2 事業の目的

- ・ 県内企業による次世代エアモビリティに関する技術開発の推進
 - ・ 県が今年度選定した新たな実証フィールド（航路・飛行場）の利用促進
 - ・ 実証フィールドの特徴を活かしたユースケースの創出
- ※個々の実証フィールドの概要については別添資料を参照のこと

<想定例>

長距離運航、重量物運搬、高高度運航、複数機同時運航、5G運航など

3 募集内容

(1) 実証フィールドの特徴を踏まえた飛行計画の策定

上記2に記載の事業の目的に合致する飛行計画を策定する。なお、計画の策定に当たっては以下の点に留意すること。

- ア 実証フィールドの特徴（気象・地形・電波状況等）を踏まえた飛行計画を立案するとともに効果検証の方法や無人航空機の動作安定性等の評価方法を設定すること。また、実証で得られたデータが、どのように機体等の技術開発に資するかを簡潔明瞭に記載すること。
- イ 計画には、実証フィールドの特徴を活かすとともに、最新の技術を用いた新規性の高い取組が含まれていることが望ましいこと。また、可能な限り、レベル3飛行以上の運用及び社会実装時の実サービスを想定した計画とすることが望ましいこと。
- ウ 飛行実証による課題抽出等を可能とするため、十分な期間及び回数を確保すること。
- エ 計画策定に当たっては、静岡県及び実証フィールドを管理する自治体等と協議の上、決定すること。

(2) 飛行実証の実施

下記の事項を遵守の上、(1)の飛行計画に基づく実証を実施すること。

- ア 航空法や電波法等、飛行実証の実施に必要な関係法令の許認可及び離発着施設の使用許可等の手続きを適切に行うこと。
- イ 飛行実証による事故防止のため、地元関係者に対して十分な周知や協力要請を行うとともに、適切な安全確保対策を講ずること。
- ウ 受託者は、飛行実証の実施に起因して、第三者、物件又は関係者に損害を与えた場合には、静岡県及び関係機関に報告するとともに、その損害を賠償する責任を負わなければならない。このため、必ず賠償責任保険等の損害保険に加入すること。
- エ 実証期間のうち1日は地元関係者や報道関係者に向けた公開試験を行うこと。

(3) 成果・課題の検証及び報告

飛行実証の結果を踏まえ、実証の成果及び技術的課題等について検証し、静岡県内企業の技術開発の推進や実証フィールドの特徴を活かしたユースケースの創出に繋がる報告書（全体版及び概要版）を提出すること。概要版については、本事業に係る実証成果として公開し、令和8年3月頃に開催予定の「静岡県次世代エアモビリティ開発推進コンソーシアム」にて報告すること。

なお、成果・課題の検証は、県が別途契約する本事業の伴走支援事業者の支援を受け共同で実施すること。

4 支払対象経費

機械装置等費、人件費等（人件費、謝金、旅費、賃金）、事業費（会議費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、情報収集費、外注費）、一般管理費 等

※ 機体開発費、備品購入費、施設の整備・改修等の経費、本格的な事業化に係る経費は対象外

※ 機械装置等費はパソコン等の汎用品は対象外

5 注意事項

【使用する機体が満たすべき条件】

- (1) 国土交通省が定める「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」を満たす性能を有すること。
- (2) 飛行実証に使用する無人航空機は国産メーカーの機体を使用すること。

6 応募資格

次に該当する者のうち、①から⑧までの全てを満たす者

県内企業（静岡県内に主たる事務所又は事業所を有する企業又は団体をいう。）又は県内企業を代表機関とするコンソーシアム（民間事業者、大学及び研究機関等を2つ以上含むもの）。

県内企業及びコンソーシアム構成員は、いずれも日本国内に登記上の本社や本部等があること。

- ① 提案する業務計画について、他の機関から採択を受けていないこと。
- ② 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- ③ 直近1年間において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- ④ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑦ 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第 2 条の規定によるもの）でないこと。
- ⑧ 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 応募手続

（1）応募期間

令和 7 年 6 月 17 日（火）から 7 月 18 日（金）午後 5 時まで（必着）

（2）応募方法

持参又は郵送により、必要書類（下記（4）参照）を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

（3）提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

（4）必要書類及び必要部数

- ア 企画提案書（様式第 1 号及びプレゼンテーション資料（様式自由））… 7 部（正本 1 部、写し 6 部）
- イ 業務計画書（様式第 2 号）… 7 部（ ）
- ウ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）… 1 部
- エ 法人の概要資料等（パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの）… 1 部
- ※ア、イの書類は、1 セットずつクリップ止めにすること。
- オ パートナースhip構築宣言ポータルサイト… 1 部（該当する場合のみ）

（<https://www.biz-partnership.jp/index.html>）に掲載済みの「パートナーシップ構築宣言」

(5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（経済産業部）」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1054542.html>

(6) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

1 者が応募する件数の上限は設けない。

イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 応募書類の取り扱い

提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。

キ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

8 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第3号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

E-mailにより電子データにて提出

(3) 提出先

後述の「11 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、辞退書（様式第4号）を「5（1）応募期間」に提出すること。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（別紙1）により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、いずれの場合も着信状況を県担当者に電話で確認すること。

ア 受付期間：令和7年6月17日（火）から7月8日（火）午後5時まで

イ 提出先：「11 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、下記ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（経済産業部）」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeizaisangyou/1054542.html>

10 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を行い、評価の上位5者を、「9 契約候補者の特定（ヒアリング審査）」に示すヒアリング審査の対象者として選定し、選定結果を令和7年7月23日（水）までに通知する。

11 契約候補者の特定（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表1に掲げる評価項目に基づき数値（得点）で評価し、評価の合計が高い者から契約候補者として特定する。なお、同点の場合は、見積額の低い者を優先して特定し、見積額が同額の場合は審査委員の協議により特定する。

ヒアリング審査は提案書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県の了解を得た場合は、この限りでない。

(1) 実施日時

令和7年7月下旬～8月上旬（予定）

実施日時は決まり次第速やかにホームページにて公表し、開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

(2) 実施場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町9－6）又は県庁周辺会議室

（オンライン開催に変更する場合がある。詳細は別途通知する。）

(3) 所要時間

各提案者30分程度を予定（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）。

(4) 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

(5) 選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、3日以内に通知する。

契約候補者に特定されなかった者（「8 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）によりヒアリング審査実施後、3日以内に通知する。

(表1)

区 分	審 査 項 目
企画提案	業務全体に係る提案が、事業趣旨に合致しているか。
	県が設定した実証フィールドの特徴を活かした新規性の高い取組や技術が提案内容に含まれているか。
	成果・課題の検証方法及び検証項目が具体的かつ的確に設定されているか。
	実証事業終了後の社会実装に向けた道筋が具体的であるか。
	経費見積が実証内容に即しており妥当であるか。また、業務の確実な実施が見込める事業実施スケジュールであるか。
実施体制	業務を円滑に遂行するのに十分な業務実施体制が整っており、また、適切な安全対策が講じられているか。
	業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術、ふさわしい実績を有しているか。

12 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

13 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課技術振興班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）

電話：054-221-2985 F A X：054-221-2698

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp